

第7回通常総会
招集ご通知

2019年2月7日

電力広域的運営推進機関

2019年2月7日

会員各位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣

第7回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当機関の第7回通常総会（以下「本総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権を保有している会員につきましては「議決権行使書」を同封しておりますが、本総会にご出席いただけない場合は、「議決権行使書」をご提出いただくことにより議決権を行使することが可能です。本総会にご出席が難しい場合は、お手数をおかけいたしますが、別添総会参考書類をご覧ください、「議決権行使書」に賛否をご表示のうえ、2019年2月28日（木曜日）17時40分までに当機関に到着するように「議決権行使書」をご提出いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年3月1日（金曜日）午前10時30分（受付開始午前10時）
2. 場 所 中央区立日本橋公会堂 4階ホール
（東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目31番1号 日本橋区民センター内）

3. 目的事項 決議事項

- 第1号議案 業務規程一部変更の件
第2号議案 2019年度事業計画決定の件
第3号議案 2019年度予算決定の件
第4号議案 役員選任の件
第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項

- 送配電等業務指針一部変更の件

以上

-
1. 議決権を保有している会員につきましては、「出席票」を同封しております。本総会に当日ご出席の際は、「出席票」を持参のうえ会場受付へご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。
 2. 会場の収容人数及び安全確保の観点から、当日ご出席の際は事業者ごとに1名でお願いいたします。
 3. 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
 4. 「議決権行使書」を事前にご提出いただいた場合であっても、本総会にご出席いただいた場合には、本総会における議決権行使の内容を優先させていただきます。
 5. 複数のライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2019年2月21日（木曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
 6. 総会参考書類に修正が生じた場合は、当機関ウェブサイト（<http://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。
 7. 会員以外で送電系統を利用する事業者もご出席いただくことが可能です。

総会参考書類

<決議事項>

第1号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙1のとおり、変更したいと存じます。

2. 変更の理由

間接送電権の導入等のためとなります。

第2号議案 2019年度事業計画決定の件

2019年度の事業計画について、別紙2のとおりにいたしたいと存じます。

第3号議案 2019年度予算決定の件

2019年度の予算について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。

第4号議案 役員選任の件

理事長金本良嗣、理事遠藤久仁、寺島一希、内藤淳一及び監事千葉彰は2019年3月末日をもって、監事高木佳子は2019年4月9日をもって、任期満了となります。以上の任期満了に伴い、役員6名の選任をお願いいたしたいと存じます。候補者は次のとおりです。

1. 理事長候補者

氏名	現職
金本 良嗣 (かねもと よしつぐ)	本機関理事長 (再任)

2. 理事候補者

氏名	現職
遠藤 久仁 (えんどう ひさひと)	本機関理事 (再任)
寺島 一希 (てらしま かずき)	本機関理事 (再任)
内藤 淳一 (ないとう じゅんいち)	本機関理事 (再任)

3. 監事 (非常勤) 候補者

氏名	現職
高木 佳子 (たかぎ よしこ)	弁護士・本機関監事 (再任)
千葉 彰 (ちば あきら)	公認会計士・本機関監事 (再任)

【参考事項】 役員候補者略歴等

1. 理事長候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
金本 良嗣 (68歳)	<p>【最終出身校】 1977年 8月 米国コーネル大学 Ph.D.</p> <p>【略歴】 1977年 7月 加国プリティッシュ・コロンビア大学経済学部助教授 1980年 8月 筑波大学社会工学系助教授 1984年 8月 加国クィーンズ大学経済学部訪問準教授（1年間） 1988年10月 東京大学経済学部助教授 1992年 8月 東京大学経済学部教授 2004－11年 東京大学教授公共政策大学院に配置換。 大学院経済学研究科に併任 2008－10年 東京大学教授公共政策大学院院長 2011年 4月 政策研究大学院大学教授、学長特別補佐 2013年 4月 政策研究大学院大学副学長 2015年 4月 政策研究大学院大学特別教授 2015年 4月 電力広域的運営推進機関 理事長</p>

2. 理事候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
遠藤 久仁 (56歳)	<p>【最終出身校】 1985年 3月 横浜国立大学工学部情報工学科卒業</p> <p>【略歴】 1985年 4月 日本電信電話㈱入社 1996年 7月 入出力システム研究所エネルギー変換装置研究グループ主任 研究員 2001年10月 通信エネルギー研究所エネルギーネットワーク研究グループ リーダー（主幹研究員） 2006年 4月 研究企画部門環境エネルギープロデューサー（担当部長） 2008年 7月 ㈱エネット経営企画部長 2010年 6月 取締役営業本部長 2015年 4月 電力広域の運営推進機関 理事</p>
寺島 一希 (60歳)	<p>【最終出身校】 1982年 3月 横浜国立大学工学部情報工学科卒業</p> <p>【略歴】 1982年 4月 電源開発㈱入社 2003年 4月 経営企画部経営企画グループメンバー（副部長） 2008年 7月 水力・送変電部大間幹線建設所長 2010年10月 水力・送変電部送変電室長 2011年12月 流通システム部長 2013年 7月 流通システム部長（兼）経営企画部審議役 2013年12月 審議役（流通システム・電力システム改革に関する事項担当） 2015年 4月 電力広域の運営推進機関 理事</p>
内藤 淳一 (62歳)	<p>【最終出身校】 1979年 3月 早稲田大学理工学部電気工学科卒業</p> <p>【略歴】 1979年 4月 東京電力㈱入社 1999年 7月 千葉支店設備計画部長 2001年 7月 技術部送電サービスセンター所長 2006年 6月 技術部電力系統利用協議会出向 2010年 6月 執行役員・系統運用部長 2012年 6月 執行役員・電力流通本部副本部長 2014年 6月 フェロロー 2015年 4月 電力広域の運営推進機関 理事</p>

3. 監事（非常勤）候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
高木 佳子 (74歳)	<p>【最終出身校】 1968年 3月 一橋大学法学部卒業</p> <p>【略歴】 1972年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 1977年 4月 星二良法律事務所パートナー就任 1998年10月 濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所） にパートナーとして参加 2002年 7月－2005年 3月 内閣府・情報公開審査会（現 内閣府・情報公開・個人情報 保護審査会）委員 2005年 4月－2006年 3月 第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 2009年 1月 高木佳子法律事務所（現 T&Tパートナーズ法律事務所） 開設 2014年 6月 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター理事 2015年 4月 電力広域的運営推進機関 監事</p>
千葉 彰 (65歳)	<p>【最終出身校】 1977年 3月 学習院大学法学部卒業</p> <p>【略歴】 1989年 3月 公認会計士登録 2000年 8月 監査法人太田昭和センチュリー（現：EY新日本有限責任監査 法人）社員就任 2007年 5月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）代表社員 就任 2015年 7月 千葉公認会計士事務所開設 2017年 4月 電力広域的運営推進機関 監事</p>

第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（業務規程一部変更の件、2019年度事業計画決定及び2019年度予算決定）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたく存じます。

<報告事項>

送配電等業務指針一部変更の件

1. 変更の内容

別紙4のとおり変更することを2019年1月30日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

2. 変更の理由

滞留する案件により確保されている系統容量を取り消す取組を円滑かつ迅速に進めていく等のためとなります。

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点に上線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更</p> <p style="text-align: center;">業務規程</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更</p> <p style="text-align: center;">業務規程</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>

変更前 (変更点に上線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(用語)</p> <p>第2条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令、省令及び本機関の定款において使用する用語の例による。</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～四二 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令、省令及び本機関の定款において使用する用語の例による。</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～四二 (略)</p> <p>四三 「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する前日スポット取引において、市場分断が発生した場合に、供給区域間の約定価格の差を精算する商品をいう。</p>
<p>(新設)</p>	<p>「間接送電権に係る運用容量及びマージンの通知」</p> <p>第1.3条の2 本機関は、間接送電権の取引等に必要な断面において当該連系線の運用容量及びマージンを卸電力取引所に通知する。</p>

変更前 (変更点に上線)

変更後 (変更点に下線)

(系統情報の公表)

第168条 本機関は、法第28条の4第8号及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。

2 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表12-1に定めるところによる。

3 本機関は、第1項の公表業務に必要な情報の提供を会員に求め、必要な情報の提供を受ける。

別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(a)～(c) (略)	公表時期 (更新周期)
(d)連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マーキング、計画潮流(※5) 長期：第3～10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値(最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる) 年間：3か月先～第2年度末までの各月平日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 月間：3週間先～2か月先までの各週平日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 週間：3日先～2週間先までの日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の30分ごとの値 実績：長期～当日の更新された最終の値	長期：毎年3月末日(※6) 年間：毎年3月15日(※6) 月間：毎月20日(※6) 週間：毎週木曜日(※6) 翌々日：前々日15時(※3) 当日～翌日：受給日の前日17時(※3) 当日～翌日：受給日の前日17時(※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マーキングの変更があれば都度更新する。 実績：翌日0時 交感変換設備の利用に關する契約内容は都度更新する。

(続く)

(系統情報の公表)

第168条 本機関は、法第28条の4第8号及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。

2 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表12-1に定めるところによる。

3 本機関は、第1項の公表業務に必要な情報の提供を会員に求め、必要な情報の提供を受ける。

別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(a)～(c) (略)	公表時期 (更新周期)
(d)連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マーキング、計画潮流(※5) 長期：第3～10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値(最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる) 年間：3か月先～第2年度末までの日別の昼間帯/夜間帯の値 月間：3週間先～2か月先までの日別の昼間帯/夜間帯の値 週間：3日先～2週間先までの30分ごとの値 翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の30分ごとの値 実績：長期～当日の更新された最終の値 ・予想潮流(※8) 年間：3か月先～第2年度末までの各月平日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 月間：3週間先～2か月先までの各週平日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 週間：3日先～2週間先までの日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の30分ごとの値 実績：長期～当日の更新された最終の値	長期：毎年3月末日(※6) 年間：毎年3月15日(※6) 月間：毎月20日(※6) 週間：毎週木曜日(※6) 翌々日：前々日15時(※3) 当日～翌日：受給日の前日17時(※3) 当日～翌日：受給日の前日17時(※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マーキングの変更があれば都度更新する。 実績：翌日0時 交感変換設備の利用に關する契約内容は都度更新する。

(続く)

変更前(変更点に上線)

(続き)

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(e) 地内基幹送電線に関する情報(※9) ・予想潮流(※7) ・長期：第5年度の最大需要時の系統図及び値 ・年間：第1年度の最大需要時の系統図及び値 ・運用容量 ・長期：第5年度の最大需要時の値 ・年間：第1年度の最大需要時の値 ・当日：当日の最大需要時の値 実績：当日の最大需要時の値	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 当日：当日0時 実績：翌日0時
(f)～(i) (略)	

- (※1) 「系統情報ガイドライン」による。
 (※2) 最新の供給計画において記載されているものとする。
 (※3) 公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期のとおりとする。
 (※4) 全国計は、50/60H₂エリア別合計、9社合計及び10社合計
 (※5) 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準ずる。
 また、当該公表があったときは、本機関が事後検証を行う。
 (※6) 長期～週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。
 (※7) 長期から翌日を対象とする。
 (※8) 当日から翌日を対象とする。
 (※9) 電線路や専用線等については、個々の電線の運転状況や需要者の電力使用状況を推測されるため、原則として公開しない。
 (※10) 作業開始、終了時刻の実績の公表は、連系統及び連系統の運用容量に影響を与える地内基幹送電線を対象とする。
 (※11) 一般送配電事業者が策定し、本機関が内容を確認の上、公表する。

変更後(変更点に下線)

(続き)

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(e) 地内基幹送電線に関する情報(※9) ・予想潮流(※8) ・長期：第5年度の最大需要時の系統図及び値 ・年間：第1年度の最大需要時の系統図及び値 ・運用容量 ・長期：第5年度の最大需要時の値 ・年間：第1年度の最大需要時の値 ・当日：当日の最大需要時の値 実績：当日の最大需要時の値	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 当日：当日0時 実績：翌日0時
(f)～(i) (略)	

- (※1) 「系統情報ガイドライン」による。
 (※2) 最新の供給計画において記載されているものとする。
 (※3) 公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期のとおりとする。
 (※4) 全国計は、50/60H₂エリア別合計、9社合計及び10社合計
 (※5) 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準ずる。
 また、当該公表があったときは、本機関が事後検証を行う。
 (※6) 長期～週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。
 (※7) 当日から翌日を対象とする。
 (※8) 第107条により提出を受けた計画に基づき想定した予想値とする。
 (※9) 電線路や専用線等については、個々の電線の運転状況や需要者の電力使用状況を推測されるため、原則として公開しない。
 (※10) 作業開始、終了時刻の実績の公表は、連系統及び連系統の運用容量に影響を与える地内基幹送電線を対象とする。
 (※11) 一般送配電事業者が策定し、本機関が内容を確認の上、公表する。

(新設)

- (発電設備等の情報に関する掲示板の導入)
 第190条の3 本機関は、会員その他電気供給事業者間の取引による発電設備等の有効利用を図るため、本機関のウェブサイトにおいて、会員その他電気供給事業者が発電設備等に関する情報を提供することのできる機能を有する掲示板を設ける。

変更前 (変更点に上線)	変更後 (変更点に下線)
<p>附則 (平成29年9月6日) (経過措置可否判定)</p> <p>第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定を行う。 (新設)</p> <p>2 本機関は、経過措置可否判定において、次の各号のいずれかの場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置の対象として定める。</p> <p>一 各連系線に係る経過措置計画の合計値が当該各連系線の空容量の値の範囲内となる場合 全ての経過措置計画</p> <p>二 各連系線に係る経過措置計画の合計値が当該各連系線の空容量の値を超過する場合 当該経過措置計画に対して減少処理 (附則第8条に定める。)を行い、当該減少処理後の値に更新した経過措置計画</p>	<p>附則 (平成29年9月6日) (経過措置可否判定)</p> <p>第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定を行う。</p> <p>2 本機関は、経過措置可否判定にあたって、経過措置の対象日の前々日12時までに、卸電力取引所から、差行された間送電電権の量 (以下「間送電電権巻行量」という。)の通知を受ける。</p> <p>3 本機関は、経過措置可否判定において、次の各号のいずれかの場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置の対象として定める。</p> <p>一 各連系線に係る経過措置計画の合計値が当該各連系線の空容量の値から間送電電権巻行量の値を減じた値を超過しない場合 全ての経過措置計画</p> <p>二 各連系線に係る経過措置計画の合計値が当該各連系線の空容量の値から間送電電権巻行量の値を減じた値を超過する場合 当該経過措置計画に対して減少処理 (附則第8条に定める。)を行い、当該減少処理後の値に更新した経過措置計画</p>
<p>附則 (平成29年9月6日) (減少処理)</p> <p>第8条 本機関は、経過措置可否判定において、各連系線に係る経過措置計画の合計値が当該各連系線の空容量の値を超過した場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値を減少する (以下「減少処理」という。)</p> <p>2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。但し、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。</p> <p>3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画の減少量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。</p>	<p>附則 (平成29年9月6日) (減少処理)</p> <p>第8条 本機関は、経過措置可否判定において、各連系線に係る経過措置計画の合計値が当該各連系線の空容量の値から間送電電権巻行量の値を超過した場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間送電電権巻行量の値を減じた値 (以下「減少処理」という。)</p> <p>2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。但し、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。</p> <p>3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画の減少量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。</p>
<p>附則 (平成31年 月 日) (施行期日)</p> <p>本規程は、平成31年 月 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>附則 (平成31年 月 日) (施行期日)</p> <p>本規程は、平成31年 月 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>

電力広域的運営推進機関 2019年度事業計画（案）

本機関は、「電気事業法」（以下「法」という。）第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、電気事業の広域的運営を通じて、全国規模での電力安定供給の確保と送配電設備の効率的利用を推進するため次の業務を行う。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第3号）

電力系統利用者が、送配電等業務指針等のルールに基づき、円滑に業務を遂行できるよう、業務実態の把握に基づいたルールの必要に応じた変更、ルールの理解促進活動を行う。

また、国の審議会において検討された内容を踏まえ、容量市場・需給調整市場などの新たな制度の導入に伴う送配電等業務指針の変更等の検討を進める。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第4号）

(1) 供給計画の取りまとめ

法令に基づく電気事業者の供給計画の提出を受け付け、需給バランスの見通し、流通設備計画の状況等を的確に取りまとめ、必要に応じ意見を付して2020年3月末までに経済産業大臣に送付する。あわせて、容量市場導入等を見据えた取りまとめ方法の変更等の検討を進める。

(2) 需要想定に関する業務

会員による需要想定が適切かつ円滑に行われるように、想定的前提となる全国経済見通しを策定し、2019年11月末までに会員に通知し、公表する。

また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に、全国の需要想定を策定し、供給区域ごとの需要想定とともに、2020年1月末までに会員に通知し、公表する。

上記を遂行するにあたり、今後の制度環境、事業環境の変化を踏まえ、より合理的な需要想定に向けて、検証を強化し、全国経済見通しの策定方法や需要想定手法について改善を図る。

(3) 夏季及び冬季の電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と短期の需要予測に基づき、供給計画の取りまとめ等の業務との整合を図りつつ、2019年度の夏季及び冬季の需要期における電力需給状況について検証を行う。

3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第5号）

(1) 電源入札等の要否に関する検討

有識者による委員会において、供給計画の取りまとめ結果及び電力需給検証結果に基づく需給バランスの評価、潜在的な供給力の動向、中長期的な需要動向等を踏まえた総合的な検討を行う。

検討の結果、電源入札等が必要と認められるときは、業務規程等に基づき供給力の確保に向けた取組を進める。

(2) 容量市場の導入に向けた検討

容量市場の円滑な導入に向け、国における検討状況等を踏まえつつ、有識者の知見や市場参加者の利便性を考慮し、引き続き詳細制度設計や導入時期等に関する検討を進め、運営体制を整備する。

(3) 需給調整市場の導入に向けた検討

2021年度からの需給調整市場の段階的な導入に備えて、市場運営に関わる事項や広域化に関する技術検討等を進める。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

(1) 広域系統長期方針

広域系統長期方針に基づき、広域系統整備委員会等において、以下の取組事項の実現に向けた検討を継続する。

① コネクト&マネージに関する取組

N-1電制の本格適用、ノンファーム型接続の早期実現に向けて、実現性のある運用管理方法等に関する検討を行う。

② 費用対便益評価を用いた広域系統整備計画業務に関する取組

間接オークションやコネクト&マネージの導入等による系統計画業務の環境変化に対応するため、費用対便益評価を含めた広域的な系統整備計画の評価方法を検討する。

③ 効率的なアクセス業務のあり方に関する取組

現状の電源接続案件募集プロセスや接続検討等のアクセス業務に代わる新たなアクセス検討プロセスの導入に向け、アクセス業務の手順や検討方法、情報公表などについて具体化を行う。

(2) 広域系統整備計画

計画策定プロセスの開始の判断に関しては、現状の検討開始要件の他、新たな定期評価の導入に向けて検討を進める。

具体的には、地域間連系線において、費用対便益評価を含めた広域的な系統整備計画の評価方法に基づき年次の定期評価を行い、増強検討が必要との判断に至った場合には、個別評価で増強の必要性、事業実施主体、費用分担等について検討する。

また、個別案件として、北海道本州間連系設備については、国の要請に基づき、新北本連系設備整備後の更なる増強の具体化、及び現在の北本連系線の自励式への転換の是非について検討を行う。

東京中部間連系設備及び東北東京間連系線に係る2つの広域系統整備計画の円滑な推進のため、進捗状況を定期的に確認するとともに、適宜コスト検証等を行う。

(3) 系統アクセス業務の実施

系統連系希望者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を適切に行う。

また、電源接続案件募集プロセスについて、対象エリアの送電系統を運用する一般送配電事業者の協力を得ながら、着実に推進する。あわせて、既存発電設備のリプレースの案件が生じた場合には、その内容を確認の上、リプレース案件系統連系募集プロセスの開始要否の判断を行い、着実に推進する。

これらの業務の遂行に当たっては、系統連系希望者への丁寧な対応及び適切な情報提供を行い、一般送配電事業者とともに系統アクセス業務の改善を図る。

(4) 調整力及び必要予備力のあり方の検討

需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力のあり方について、各種の状況変化を踏まえつつ、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、引き続き検討を進める。

具体的には、再生可能エネルギーの増加が調整力の運用や必要量に与える影響、及び容量市場・需給調整市場の導入等を踏まえ、電源の運用状況等のデータの分析、調整力の必要量・必要予備力の算定方法、及び算定ツールの整備等を通じ、調整力及び必要予備力のあり方の検討を行う。

(5) 地域間連系線の管理

間接オークションにおける経過措置計画の管理を行う。また、承認電源等の

新規及び変更申請を受け付け、定期審査を行う。

間接送電権市場での取引を円滑に進めるべく、関連する新システムを着実に運用、改良する。

連系線の運用容量及びマージンは、各検討会での議論並びに意見集約の結果を踏まえて算出し、公表する。

また、広域需給調整開始前の送配電自主的取組みによる調整力の広域運用の開始に向けて、一般送配電事業者との調整等を実施する。

(6) 作業停止計画の調整

会員等が提出する点検・修繕等の作業を実施するための流通設備及び発電設備の停止に関する計画（作業停止計画）の調整を行い、広域連系系統の作業停止計画を取りまとめる。

調整及び取りまとめにあたっては、関係事業者との情報共有を図るとともに、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、系統を維持及び運用する一般送配電事業者及び連系線利用者や発電事業者と適切に連携する。

複数の既存事業者間の作業停止調整について、既に整備した調整の仕組みが適切に運用されていることを確認し、今後、緊急時の作業調整の仕組みについても検討し適宜改善を図る。さらに、将来的な一般送配電調整方式の策定に向け、新たに検討を開始する。

(7) 需要者スイッチング支援

小売電気事業者と一般送配電事業者間の託送契約の変更手続き等を円滑化するための「スイッチング支援システム」の運用・保守を実施する。

また、スイッチング支援システムの運用上の改善点、追加の機能・運用ルール等を検討するため、引き続き小売電気事業者の改善要望等を随時受け付け、必要に応じてスイッチング支援に関する実務者会議を開催し、議論の概要及び取りまとめ結果を公表する。

(8) 情報通信技術の活用支援

電力系統利用者が、情報通信技術を活用して相互に、又は本機関との間で電子情報を交換するための標準規格について、事業者の業務状況等を踏まえ必要な見直しを行う。

また、会員等が、適切なサイバーセキュリティ対策を実施できるようにするため、国等の情報セキュリティガイドラインの内容を踏まえ、必要に応じて上記標準規格の見直し、普及啓発活動等を行うほか、機関外でのサイバー攻撃被害

や情報漏えい事案に関わる情報システムの脆弱性等について、適宜会員等に対し情報提供を行い、会員等の取組を促す。

(9) 系統情報の公表

系統運用の透明性確保のため、国が定める「系統情報の公表の考え方」に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表する。

また、事業者のニーズを踏まえて、公表機能のさらなる充実化に向け検討を進める。

(10) 業務品質の向上

系統解析ツールを利用し、潮流等の解析を行うことを通じて、広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の業務品質の向上に努める。

また、連系線利用の間接オークションやコネクト&マネージの導入等により、費用対便益評価に基づく設備増強基準が必要となるため、広域連系系統での送電容量制約を考慮した需給シミュレーションツールの導入に向けた検討を進める。

(11) システム開発の円滑な実施

容量市場システムにおいて、一次開発システムの開発を着実に進める。

広域機関システム開発では、間接送電権等の運用及び改良、需給調整市場に向けた開発について着実に工程を進める。広域機関システムの設備増強、拡張を見据え抜本的な改善に向けて検討を開始する。

また、システム開発・保守に係る組織体制、業務プロセス、品質管理等を適切に運営する。

5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

(1) 会員の需給状況の監視

広域機関システムを通じて会員から提出される各種計画、供給区域ごとの需要や連系線の潮流及び供給力（主要発電所の稼働及び停止状況を含む。）等のデータにより、会員が営む電気事業に係る電気の需給状況を監視する。

また、各種計画が送配電等業務指針に照らして適正な内容で提出されるよう、複数の計画間の整合性及び計画と実績の差（インバランス量）についてチェックを行い、適宜事業者に対する注意喚起を行うとともに、不整合のある計画提出や多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては改善

を求め、必要に応じて指導を行う。既に指導を行った事業者に対しては、インバランス量を重点的に確認し、改善を確実なものとする。

(2) 大規模停電リスクに備えた運用対策

2018年9月に発生した北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会の最終報告を踏まえ、各供給区域における発電機の周波数低下リレーの整定の考え方や系統連系技術要件の確認を通じ、広域的な停電発生リスクや発生時間の低減に向けた検討を行う。

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

災害や電源トラブル等においても安定供給を確保するため、会員の電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれが認められる場合は、会員に対して、市場活用も考慮しつつ電気の需給の状況を改善するために必要な指示を行う。

また、再生可能エネルギーの出力増加等で、一般送配電事業者の供給区域の下げ調整力が不足し、又は不足するおそれが認められる場合は、送配電等業務指針に基づき、長周期広域周波数調整を実施する。

一般送配電事業者による再生可能エネルギーの出力抑制が行われたときには、それが適切であったかどうかを都度、検証する。また、前年度に実施した再生可能エネルギーの出力抑制の公平性の検証を行い、公表する。

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

(1) 苦情又は相談の対応

電気供給事業者等から、送配電等業務その他本機関の業務に関する苦情の申出又は相談を受けたときは、その内容に応じて、回答その他の初動措置を速やかに行う。

初動措置では解決できず、更なる対応が必要な案件については、和解の仲介（あっせん・調停）、電気供給事業者に対する指導又は勧告等、必要な措置を講じ、問題の解決に努める。

また、電気供給事業者等の、送配電等業務指針等のルールに基づく業務の改善のため、苦情の申出又は相談の内容を定期的に取りまとめ、本機関のウェブサイトで公表し、広く周知する。

(2) 紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、「裁判外紛

争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決事業者として、本機関の役職員以外の学識経験者、弁護士等で構成する紛争解決パネルを設置し、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、業務規程に基づき、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

(1) 報告書の作成及び公表

業務規程に基づき、電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての、供給区域ごとの評価、分析を含む。）、電力系統の状況、システムアクセス業務に関する実績、翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直し、に関する報告書を公表する。

(2) 調査及び研究

容量メカニズムに係る調査や、広域系統整備委員会及び調整力及び需給バランス評価等に関する委員会での検討に資する調査、その他内外の電気事業に関する技術動向、制度政策、電力需給のリスク分析等に関する調査及び研究を行う。

(3) 災害等への対応

大規模な天災地変その他これに準ずる事由により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調復旧等に取り組むことができるよう、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、防災業務計画に基づき、緊急連絡体制及び災害対応態勢を構築し、国や関係機関に対し必要な非常時の情報提供等を行うほか、年1回以上、会員及び関係機関の協力を得て災害対応訓練を実施する。また、関係各所の役割分担等を踏まえ、必要に応じて防災業務計画を見直す。

本機関の拠点が被災した場合に備えて、内閣府「事業継続ガイドライン」に基づき策定した事業継続計画（BCP）について、計画の実効性を高めるための見直しの可否を継続的に検討する。

さらに、本機関が、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく指定公共機関であることを踏まえ、それぞれ策定した業務計画に基づき、必要な対応を行う。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

(1) 広報

本機関の業務の透明性を高めるため、及び電気供給事業者の利便性向上に資するため、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的発信、広報の充実・強化に努める。

具体的には、需給状況悪化時の会員への指示など本機関が実施した業務について速やかに公表するほか、本機関において開催する理事会、評議員会、各種委員会等の議案及び議事概要等の資料を、原則としてウェブサイト等により公表する。

また、報道機関等への対応を通じて、本機関の業務に関連した情報を正しく分かりやすく伝える。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムのサイバーセキュリティ対策に万全を期す。具体的には、コンピュータウイルス対策、不正アクセス対策、脆弱性対策等のシステム対策を遺漏なく行うほか、第三者による情報セキュリティ監査及び役員への情報セキュリティ教育を実施する。

(3) バックアップ拠点の確保・維持

災害等により、東京の本拠点が使用不能となるような万一の場合に備え、大阪に構築したバックアップ運用拠点において系統監視等の重要業務が確実に遂行できるよう、システムの稼働確認を含む職員の対応訓練を実施する。なお、業務の実効性を踏まえ、バックアップ拠点の更なる整備について検討し、必要な整備を行う。

(4) 職員の確保・育成

本機関の的確な業務遂行に必要な要員を常時確保しつつ、中長期的に機関採用職員比率を高めるため、将来性ある新卒者と専門的知見を有する人材の採用に向けた活動を進めるとともに、制度等の充実を図る。

職員の育成については、OJTを基本としつつ、業務遂行に必要な知識付与、能力向上を図るため、採用時研修、内部・外部研修、自己啓発支援等を実施する。

電力広域的運営推進機関 予算総則（案）

■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2019事業年度収入支出予算は、別紙「2019年度収入支出予算」に掲げるとおりとする。

■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第7条の規定により、2019事業年度において債務を負担する行為ができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額 (百万円)	年 限	理 由
システム開発等に 係る経費	3,370	2019年度 ～ 2024年度まで	複数年にわたる契約等を 締結する必要があるため

■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（経費名） 役職員給与
退職給与引当金繰入
交際費
電源入札拠出金

■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

2019年度収入支出予算

(単位:千円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
人件費	1,921,620	会費収入	8,685,958
役員給与	1,606,063	会費	13,000
退職給与引当金繰入	63,647	特別会費	8,672,958
其他人件費	251,910	その他収入	-
租税公課	6,804	前年度よりの繰越金	1,406,520
固定資産関係費	4,842,563		
有形固定資産取得費	423,113		
無形固定資産取得費	4,411,570		
修繕費用	7,880		
運営費	2,969,496		
支払利息	58,040		
予備費	293,956		
合 計	10,092,478	合 計	10,092,478

2019年度収入支出予算内訳

(単位:千円)

区分	科目	2018年度 予算 (A)	2019年度 予算(案) (B)	前年差 (B)-(A)	前年差の主な要因	2019年度予算(案)(B) の主な内容
(収入)	収入金合計	9,059,538	10,092,478	1,032,940		
	会費収入	6,119,290	8,685,958	2,566,668		
	会費	11,000	13,000	2,000	会員数の増	全会員から徴収 @10,000
	特別会費	6,108,290	8,672,958	2,564,668	支出計画の増	一般送配電事業者10社から徴収
	その他収入	1,265,932	-	-1,265,932	遅延損害金収入減	
	前年度よりの繰越金	1,674,316	1,406,520	-267,796	支出繰延、想定価格差等	支出繰延、想定価格差等

区分	科目	2018年度 予算 (A)	2019年度 予算(案) (B)	前年差 (B)-(A)	前年差の主な要因	2019年度予算(案)(B) の主な内容
(支出)	支出金合計	9,059,538	10,092,478	1,032,940		
	人件費	1,884,524	1,921,620	37,096		
	役員給与	102,725	103,133	408		理事長1名 理事4名 監事(非)2名
	職員給与	1,462,766	1,502,930	40,164	職員数の増等	
	退職給与引当金繰入	74,976	63,647	△ 11,329		確定拠出年金を含む
	法定厚生費	239,725	246,018	6,293		労働保険、健康保険、厚生年金等
	その他厚生費	4,332	5,892	1,560		産業医報酬、健康診断費用等
	租税公課	4,067	6,804	2,737		印紙税、固定資産税、法人住民税
	固定資産関係費	4,266,256	4,842,563	576,307		
	有形固定資産取得費	308,747	423,113	114,366	システム開発による増	広域機関システム(ハードウェア)等
	無形固定資産取得費	3,943,672	4,411,570	467,898	ソフトウェア開発による増	広域機関システム(ソフトウェア)等
	修繕費用	13,837	7,880	△ 5,957		
	運営費	2,472,639	2,969,496	496,857		
	賃借料	338,511	418,882	80,371	代替運用拠点設置による増等	豊洲ビル賃料、データセンター賃料等
	委託費	1,928,597	2,336,469	407,872	容量市場関連の新規委託増等	システム保守管理、調査案件等
	通信運搬費	39,444	37,678	△ 1,766		通信回線使用料等
	消耗品費	51,516	51,608	92		水道光熱費、事務用品等
	旅費	40,737	54,235	13,498	海外旅費増等	役員及び職員の出張旅費
	研修費	12,446	12,813	367		新入社員研修、職員訓練等
	雑費	61,388	57,812	△ 3,576		評議員・各種委員会の報酬等
支払利息	168,181	58,040	△ 110,141	リース支払利息実績反映	リース支払分	
予備費	263,871	293,956	30,085	支出額の増による	費用の3%を計上	

電力広域の運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p style="text-align: center;">送配電等業務指針</p> <p>電力広域の運営推進機関</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更</p>	<p style="text-align: center;">送配電等業務指針</p> <p>電力広域の運営推進機関</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年1月1日変更</p>

変更前 (変更点に上線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(送電系統の容量の確定) 第97条 一般送配電事業者は、前条の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答(以下「連系承諾」という。)である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。 2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。</p> <p>(工事費負担金契約の締結等) 第103条 系統連系希望者は、連系承諾後、速やかに、工事費負担金の額、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要事項を定めた契約(以下「工事費負担金契約」という。)を締結しなければならぬ。 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要ないし長期にわたる場合には、一括して支払うものとする。但し、系統連系希望者は、連系等に必要ないし長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対して、支払条件の変更について協議を求めることができる。 3 一般送配電事業者は、前項但書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。</p> <p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合) 第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。 一 接続契約が解除等によって終了した場合 二 系統連系希望者が、連系承諾後、工事費負担金の額等を照らし、通常、工事費負担金契約の締結に必要と考えられる期間を超えて、工事費負担金契約を締結しない場合 三 系統連系希望者が工事費負担金契約に定められた期日までに工事費負担金を支払わない場合 四 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合 五 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(但し、軽微な変更は除く。)する必要がある場合 六 その他連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等(併設の占用が認められない場合を含む。)等の事情によって、連系承諾後に連系等を拒むこととなる場合</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に基づき連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。</p>	<p>(送電系統の容量の確定) 第97条 一般送配電事業者は、前条の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答(以下「連系承諾」という。)である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。 2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。 一 系統連系希望者が、連系承諾後1か月を超えて工事費負担金契約を締結しない場合 二 系統連系希望者が、工事費負担金契約に定められた工事費負担金を支払わない場合 三 第105条第1項第2号から第5号に基づき連系承諾後に連系等を拒んだ場合</p> <p>(工事費負担金契約の締結等) 第103条 系統連系希望者は、連系承諾後1か月以内に、工事費負担金の額、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要事項を定めた契約(以下「工事費負担金契約」という。)を締結しなければならぬ。 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要ないし長期にわたる場合には、一括して支払うものとする。但し、系統連系希望者は、連系等に必要ないし長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対して、支払条件の変更について協議を求めることができる。 3 一般送配電事業者は、前項但書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。</p> <p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合) 第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。 一 第97条第2項第2号及び第2号に基づき送電系統の容量を取り消した場合 二 接続契約が解除等によって終了した場合 三 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(但し、軽微な変更は除く。)する必要がある場合 五 その他連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調(併設の占用が認められない場合を含む。)等の事情によって、連系承諾後に連系等を拒むこととなる場合</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に基づき連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。</p>
<p>(送電系統の容量の確定) 第97条 一般送配電事業者は、前条の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答(以下「連系承諾」という。)である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。 2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。</p> <p>(工事費負担金契約の締結等) 第103条 系統連系希望者は、連系承諾後、速やかに、工事費負担金の額、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要事項を定めた契約(以下「工事費負担金契約」という。)を締結しなければならぬ。 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要ないし長期にわたる場合には、一括して支払うものとする。但し、系統連系希望者は、連系等に必要ないし長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対して、支払条件の変更について協議を求めることができる。 3 一般送配電事業者は、前項但書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。</p> <p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合) 第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。 一 接続契約が解除等によって終了した場合 二 系統連系希望者が、連系承諾後、工事費負担金の額等を照らし、通常、工事費負担金契約の締結に必要と考えられる期間を超えて、工事費負担金契約を締結しない場合 三 系統連系希望者が工事費負担金契約に定められた期日までに工事費負担金を支払わない場合 四 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合 五 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(但し、軽微な変更は除く。)する必要がある場合 六 その他連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等(併設の占用が認められない場合を含む。)等の事情によって、連系承諾後に連系等を拒むこととなる場合</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に基づき連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。</p>	<p>(送電系統の容量の確定) 第97条 一般送配電事業者は、前条の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答(以下「連系承諾」という。)である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。 2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。 一 系統連系希望者が、連系承諾後1か月を超えて工事費負担金契約を締結しない場合 二 系統連系希望者が、工事費負担金契約に定められた工事費負担金を支払わない場合 三 第105条第1項第2号から第5号に基づき連系承諾後に連系等を拒んだ場合</p> <p>(工事費負担金契約の締結等) 第103条 系統連系希望者は、連系承諾後1か月以内に、工事費負担金の額、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要事項を定めた契約(以下「工事費負担金契約」という。)を締結しなければならぬ。 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要ないし長期にわたる場合には、一括して支払うものとする。但し、系統連系希望者は、連系等に必要ないし長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対して、支払条件の変更について協議を求めることができる。 3 一般送配電事業者は、前項但書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。</p> <p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合) 第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。 一 第97条第2項第2号及び第2号に基づき送電系統の容量を取り消した場合 二 接続契約が解除等によって終了した場合 三 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(但し、軽微な変更は除く。)する必要がある場合 五 その他連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調(併設の占用が認められない場合を含む。)等の事情によって、連系承諾後に連系等を拒むこととなる場合</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に基づき連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(運用容量の算出断面)</p> <p>第197条 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる場合を除き、30分ごとの値を算出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 週間計画より前の断面の運用容量を算出する場合 二 市場分断の発生が見込まれない場合 三 第195条第2項第1号から第3号により運用容量が定まる場合 	<p>(運用容量の算出断面)</p> <p>第197条 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる場合を除き、30分ごとの値を算出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 週間計画より前の断面の運用容量を算出する場合 二 市場分断の発生が見込まれない場合 三 第195条第2項第1号から第3号により運用容量が定まる場合
<p>(事業者コード等の申請)</p> <p>第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号(コード)の発行を本機関に申請しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業者コード 事業者名を特定する番号 二 系統コード 発電所の地点等を特定する番号 三 パラランシンググループ(BG)コード BGを特定する番号 四 計画提出者コード 発電販売計画等を提出する事業者を特定する番号 五 発電計画・販売計画コード 発電販売計画等の基本情報を特定する番号 六 需要計画・調達計画コード 需要調達計画等の基本情報を特定する番号 七 需要抑制計画コード 需要抑制計画等の基本情報を特定する番号 八 特定託送コード 自己託送等の積算に必要な基本情報を特定する番号 	<p>(事業者コード等の申請)</p> <p>第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号(コード)の発行を本機関に申請しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業者コード 事業者名を特定する番号 二 系統コード 発電所の地点等を特定する番号 三 パラランシンググループ(BG)コード BGを特定する番号 四 計画提出者コード 発電販売計画等を提出する事業者を特定する番号 五 発電計画・販売計画コード 発電販売計画等の基本情報を特定する番号 六 需要計画・調達計画コード 需要調達計画等の基本情報を特定する番号 七 需要抑制計画コード 需要抑制計画等の基本情報を特定する番号 八 特定託送コード 自己託送等の積算に必要な基本情報を特定する番号
<p>(新設)</p>	<p>附則(平成31年 月 日) (施行期日)</p> <p>本指針は、平成31年 月 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>

総会会場ご案内図



会場 中央区立日本橋公会堂 4階ホール（東京都中央区日本橋蛸殻町1-3-1-1）

交通 東京メトロ

半蔵門線「水天宮前」駅6番出口から徒歩2分

日比谷線「人形町」駅A2出口から徒歩5分

東西線「茅場町」駅4-a出口から徒歩10分

都営地下鉄

浅草線「人形町」駅A3・A5番出口から徒歩7分

中央区コミュニティバス（江戸バス）

北循環25「日本橋区民センター」下車0分

駐車場の用意はいたしておりませんので、予めご了承ください